

# 大阪府特別職報酬等審議会

## 第四回 会議資料

日時：平成 27 年 8 月 3 日

場所：大阪府公館



## 目次

1. 教育長の給料の額について.....	1
(1) <b>資料1</b> 給料の額の改定案 .....	1
(2) <b>資料2</b> 都道府県の教育長の給料の額等の比較.....	3
2. 行政委員の報酬等の額について .....	4
(1) <b>資料3</b> 平成 23 年審議会の意見具申のポイント .....	4
(2) <b>資料4</b> 行政委員（常勤）の給料の額.....	6
(3) <b>資料5</b> 行政委員（非常勤）の現行制度の検証.....	7
(4) <b>資料6</b> 本府における行政委員（非常勤）の報酬等の状況.....	8
(5) <b>資料7</b> 都道府県の行政委員の報酬等の額等の状況.....	13



## 1. 教育長の給料の額について

### (1) 資料 1 給料の額の改定案

#### ■案

	改 定 内 容
給料の額	<p>①給料の額に教育委員長の職責相当分を加算</p> <p>・ 840,000 円 ⇒ 864,000 円</p> <p>〔 * 算出方法 ・ 教育委員長と委員の職責差 38,000 円×4 日－32,000 円×4 日＝24,000 円 ・ 上記の加算 840,000 円＋24,000 円＝864,000 円 〕</p> <p>②1.66% 引上げ (本庁部長級職員の給与改定率)</p> <p>・ 864,000 円 ⇒ 880,000 円</p> <p>〔 * 算出方法 ・ 864,000 円×(1+1.66%) ≒ 880,000 円 (千円単位四捨五入) 〕</p>
年 収※1	<p>・ 1,463 万円 (+66 万円)</p> <p>(参考) 副知事との差 ▲283 万円 ※2</p> <p>本庁部長級職員※3 との差 +68 万円 ※4,6</p> <p>+141 万円 ※5,6</p>

- ※1 年収：給料の額×12月＋期末手当（給料の額×1.2（加算）×3.85月）  
給料の額の端数は千円単位を四捨五入
- ※2 副知事の年収は、給料の額の 1.66% 引上げ改定を考慮後の額
- ※3 本庁部長級職員とは、一般職で最も給料等が高い職員
- ※4 勤勉手当の評価区分が第一区分（最も評価の高い区分）で計算した額
- ※5 勤勉手当の評価区分が第三区分（平均的な評価の区分）で計算した額
- ※6 勤勉手当の評価区分における加算割合は平成 28 年度（予定）で計算

## ■ 参考

改 定 内 容	
給料の額	<p><b>○1.66%引上げ</b>  (本庁部長級職員の給与改定率)</p> <p>・ 840,000 円 ⇒ <u>850,000 円</u></p> <p>〔※算出方法〕  ・ 840,000 円 × (1 + 1.66%) ≒ 850,000 円 (千円単位四捨五入)</p> <p>【課題】  ・ 法制度の改正により教育長の職責が増すことを給料の額に反映しなくてよいか。</p>
年 収※1	<p>・ <u>1,413 万円</u> (+17 万円)</p> <p>(参考) 副知事との差                      ▲332 万円 ※2  本庁部長級職員※3 との差            +19 万円    ※4,6                                                   +91 万円    ※5,6</p>

※1 年収：給料の額 × 12 月 + 期末手当（給料の額 × 1.2（加算） × 3.85 月）  
給料の額の端数は千円単位を四捨五入

※2 副知事の年収は、給料の額の 1.66%引上げ改定を考慮後の額

※3 本庁部長級職員とは、一般職で最も給料等が高い職員

※4 勤勉手当の評価区分が第一区分（最も評価の高い区分）で計算した額

※5 勤勉手当の評価区分が第三区分（平均的な評価の区分）で計算した額

※6 勤勉手当の評価区分における加算割合は平成 28 年度（予定）で計算

## (2) 資料 2 都道府県の教育長の給料の額等の比較

平成27年4月1日現在

(単位: 円)

都道府県	新教育 長へ移 行済	H27.4~ 月額改定	月 額					期末手当	年 額			
			給料 (H27.4月現在)	地域 手当	計		額		額	順 位		
					額	順 位				現 行	案	
1	北海道		900,000		900,000	12	12	3,980,250	14,780,250	12	12	
2	青 森		820,000		820,000	25	25	3,507,550	13,347,550	31	31	
3	岩 手	○	760,000		760,000	44	44	3,250,900	12,370,900	42	42	
4	宮 城	○	900,000	4.5%	940,500	6	6	4,060,800	15,346,800	7	7	
5	秋 田		770,000		770,000	40	40	3,293,675	12,533,675	41	41	
6	山 形		783,000		783,000	35	35	3,406,050	12,802,050	36	36	
7	福 島		890,000		890,000	13	13	3,936,025	14,616,025	14	15	
8	茨 城		910,000		910,000	11	11	4,090,450	15,010,450	11	11	
9	栃 木		840,000		840,000	22	23	3,775,800	13,855,800	23	23	
10	群 馬		930,000		930,000	8	8	4,180,350	15,340,350	8	8	
11	埼 玉		937,000		937,000	7	7	4,211,815	15,455,815	6	6	
12	千 葉	○	900,000	7.5%	967,500	3	3	4,760,100	16,370,100	3	3	
13	東 京	○	1,106,000	20%	1,327,200	1	1	5,131,840	21,058,240	1	1	
14	神奈川	○	950,000	10%	1,045,000	2	2	4,476,400	17,016,400	2	2	
15	新 潟	○	818,000		818,000	27	27	3,676,910	13,492,910	27	27	
16	富 山	○	850,000	3%	875,500	19	20	3,820,750	14,326,750	20	21	
17	石 川		830,000		830,000	24	24	3,730,850	13,690,850	24	24	
18	福 井		890,000		890,000	13	13	4,000,550	14,680,550	13	13	
19	山 梨		790,000		790,000	34	34	3,551,050	13,031,050	33	33	
20	長 野	○	814,000		814,000	29	29	3,658,930	13,426,930	29	29	
21	岐 阜	○	850,000		850,000	21	22	4,131,000	14,331,000	19	20	
22	静 岡		815,000		815,000	28	28	3,663,425	13,443,425	28	28	
23	愛 知	○	889,000	8.5%	964,565	4	4	4,277,156	15,851,936	4	4	
24	三 重		808,000		808,000	31	31	3,926,880	13,622,880	25	25	
25	滋 賀		880,000		880,000	16	16	3,955,600	14,515,600	15	16	
26	京 都		809,100	9%	881,919	15	15	3,907,788	14,490,816	18	19	
27	大 阪	現行	840,000		840,000	22		3,880,800	13,960,800	22		
		案	880,000		880,000		16	4,065,600	14,625,600		14	
28	兵 庫		880,000	8.5%	954,800	5	5	4,233,856	15,691,456	5	5	
29	奈 良	○	766,000	4%	796,640	32	32	3,557,150	13,116,830	32	32	
30	和歌山	○	750,000	4%	780,000	36	36	3,482,850	12,842,850	35	35	
31	鳥 取		722,000		722,000	46	46	2,889,444	11,553,444	46	46	
32	島 根		775,000		775,000	39	39	3,258,875	12,558,875	40	40	
33	岡 山	○	890,000	3%	916,700	10	10	4,099,874	15,100,274	10	10	
34	広 島	○	810,000	6%	858,600	20	21	3,821,742	14,124,942	21	22	
35	山 口	○	880,000		880,000	16	16	3,955,600	14,515,600	15	16	
36	徳 島		820,000		820,000	25	25	3,685,900	13,525,900	26	26	
37	香 川		810,000		810,000	30	30	3,640,950	13,360,950	30	30	
38	愛 媛		880,000		880,000	16	16	3,955,600	14,515,600	15	16	
39	高 知		780,000		780,000	36	36	3,221,400	12,581,400	39	39	
40	福 岡		880,000	5%	924,000	9	9	4,119,280	15,207,280	9	9	
41	佐 賀		760,000		760,000	44	44	2,827,200	11,947,200	45	45	
42	長 崎	○	770,000	3%	793,100	33	33	3,461,150	12,978,350	34	34	
43	熊 本		770,000		770,000	40	40	3,461,150	12,701,150	37	37	
44	大 分		765,000		765,000	43	43	3,438,675	12,618,675	38	38	
45	宮 崎		780,000		780,000	36	36	2,901,600	12,261,600	43	43	
46	鹿児島	○	770,000		770,000	40	40	2,864,400	12,104,400	44	44	
47	沖 縄		720,000		720,000	47	47	2,678,400	11,318,400	47	47	
平均	現行		835,257		853,894			3,740,400	13,987,129			
		案	836,109		854,745			3,744,332	14,001,274			

※給料月額について条例で上限を規定している団体(\*9団体)は、上限額を記載

※期末手当は年間支給月数により算出した額を記載

※本表は特例減額前の額を記載

## 2. 行政委員の報酬等の額について

### (1) 資料 3 平成 23 年審議会の意見具申のポイント

(「答申及び意見具申」(平成 23 年 8 月 29 日)より抜粋)

#### ■行政委員の報酬のあり方及びあるべき水準について (意見具申)

- 行政委員の地位は原則として非常勤とされ、地方自治法上、非常勤職員の報酬は日額を基本とし、それ以外の支給方法は、条例による「特別の定め」が必要。
- 「特別の定め」をする場合とするかどうかについては、府民にとっての透明性や分かりやすさ、府行政委員の勤務の実情等を踏まえ、これまでの月額支給方式を日額支給方式に改め、勤務実績に応じて報酬を支給することが適当。
- 委員の報酬の日額は、常勤の行政委員の給料月額を 1 箇月の勤務日数で除した金額を基本とし、委員長報酬日額は、現在の委員長と委員の報酬の月額の差を考慮。

委員長	日額	38,000 円
委員	日額	32,000 円
- 従来、委員会または委員ごとに報酬額に差が設けられてきたが、委員会または委員の職務は、それぞれの分野で重要な意義を有しており、その価値に差異を設けることは望ましくないところから、一律に定めることが適当。
- 報酬の日額化に伴い、これまでの取り扱いとの均衡から月当たりの上限額を定め、その額は、月 8 日分の報酬額が適当。

#### ■意見具申についての考え方

##### (1) 行政委員報酬の性格

- ① 行政委員は、原則として非常勤職員とされており (自治法 § 180 の 5⑤)、行政委員を含む非常勤職員に対する報酬は、常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は全く有せず、純粋に「勤務」に対する反対給付としての性格のみをもつ。
- ② 勤務量＝勤務日数に応じて支給すべきもの。勤務の態様等により条例で月額等をもって支給できる (自治法 § 203 の 2②)。

##### (2) 行政委員の「勤務」の性格＝職務・職責

- ① 委員会・委員は、執行機関として、条例等に基づく地方公共団体の事務を、自己の責任と判断において、誠実に管理し及び執行する義務を負う (自治法 § 138 の 2)。
- ② 委員会は、法律の定めるところにより、条例等に違反しない限り、規則等を定めることができる (自治法 § 138 の 4②)
- ③ 当該委員会、委員の処分または裁決に関する行政事件訴訟について当該地方公共団体を代表する (自治法 § 192、§ 199 の 3③等)。

##### (3) 行政委員の活動の状況

- ① 委員会の会議や委員の合議、公式の行事の回数については、行政委員会によりある程度差がある。



② 会議の事前調整や個別事件の対応が相当件数みられる。特に委員長については件数が多い。

③ 会議等のほか、裁決、調停、あっせん等の起案を委員が自宅や自身の事務所等で行っている事例がみられる。

④ 各委員会から提出のあった資料から、委員一人あたりの月平均活動日数は、月に10日を超え、常勤と変わらないようなケース（労働委員会会長：月13.8日）もあるが、全委員会平均では約5日であった。（平均4.6日）

#### (4) 行政委員の報酬のあり方及びあるべき水準

地方自治法の規定では、非常勤の行政委員の報酬は、日額支給が原則であり、府民にとっての透明性、分かりやすさなどを考慮すれば、当審議会としても、これを支持したい。

現在、行政委員には、常勤の者と非常勤の者がいるが、常勤であれ、非常勤であれ、その職務・職責は同一と考えられるので、非常勤行政委員の報酬日額は常勤行政委員の給料月額を常勤職員の月あたり平均勤務日数（21日）で除した金額とするべきである。

ただし、1週間あたり2日、月で8日以上勤務になれば、常勤的な勤務と評価でき、このような場合は、これまでの取り扱いとのバランスを考慮して、月当たり8日勤務の場合に支給される金額を月あたりの支給の上限額とする。

また、委員長については、現行の委員長と委員の月額報酬の差が、概ね2割であるところから、日額についても、また、月当たり上限額についても委員の2割増しとすることが適当である。

日額的水準については、答申記載の知事等の給料の改定率の考え方の例によることとする。

(計算式)

・行政委員の報酬日額

$$740,000 \text{ 円 (常勤行政委員の給料月額)} \times (1 - 0.1(\text{知事の給料改定率})) \div 21 \text{ 日} \\ = 32,000 \text{ 円 (百円単位四捨五入)}$$

・行政委員の報酬の月あたり上限額

$$32,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 日} = 256,000 \text{ 円}$$

・委員長の報酬日額

$$32,000 \text{ 円} \times 1.2 = 38,000 \text{ 円 (百円単位四捨五入)}$$

・委員長の報酬の月あたり上限額

$$38,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 日} = 304,000 \text{ 円}$$

#### (5) 報酬の特例減額について

今回答申する報酬の額については、行政委員の職務と職責から判断したものであって、財政状況を踏まえた特例的な減額の必要性、減額をする場合の減額幅と期間等については、知事が自らの給料の対応を踏まえ、行政委員報酬に対しても必要な措置について検討いただき、府民の理解を得るように努めなければならない。

## (2) 資料 4 行政委員（常勤）の給料の額

## ①これまでの改定の考え方

常勤の行政委員については、他の特別職との均衡や改定状況を考慮し、本庁部長級職員の給与改定率を反映させる改定を行ってきたところである。

前回審議会においても、本庁部長級職員の給与改定率を基に改定を行っている。

この考え方を踏まえ、給料の額の改定を行うと、下記のとおりとなる。

## ■参考

	改定内容
給料の額	<p><b>○1.66%引上げ</b>            (本庁部長級職員の給与改定率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤の代表監査委員等 ※1                820,000 円 ⇒ <u>830,000 円</u></li> <li>・常勤の委員 ※1                670,000 円 ⇒ <u>680,000 円</u></li> </ul> <p>( *算出方法 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 820,000 円 × (1+1.66%) ≒ 830,000 円 (千円単位四捨五入)</li> <li>・ 670,000 円 × (1+1.66%) ≒ 680,000 円 (千円単位四捨五入)</li> </ul>
年 収※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤の代表監査委員等  <u>1,379 万円</u> (+17 万円)</li> <li>(参考) 行政委員会事務局長※3 との差 +14 万円 ※4,6                +85 万円 ※5,6</li> <li>・常勤の委員  <u>1,130 万円</u> (+17 万円)</li> <li>(参考) 行政委員会事務局長※3 との差 ▲235 万円 ※4,6                ▲165 万円 ※5,6</li> </ul>

※1 常勤の行政委員の給料の額は、人事委員会（委員長及び委員）と監査委員（代表監査委員及び委員）のみ条例に規定。

現在在籍しているのは、代表監査委員のみ。

※2 年収：給料の額×12月+期末手当（給料の額×1.2（加算）×3.85月）  
 給料の額等の端数は千円単位を四捨五入

※3 行政委員会事務局の一般職で最も給料等が高い職員

※4 勤勉手当の評価区分が第一区分（最も評価の高い区分）で計算した額

※5 勤勉手当の評価区分が第三区分（平均的な評価の区分）で計算した額

※6 勤勉手当の評価区分における加算割合は平成 28 年度（予定）で計算

(3) **資料 5** 行政委員（非常勤）の現行制度の検証

## ①府の行政委員の活動状況

- 日額化導入後の平成 24 年度から平成 26 年度の各行政委員の活動状況は概ね同傾向。平成 24 年度から平成 26 年度における 1 ヶ月当たりの平均活動日数は「5.8 日」。

公安委員会、労働委員会の一部の委員について、報酬月額の上限 8 日を超える活動状況が見られる。

## 【H24～26 年度平均活動状況】

(単位：日)

教委	人事	監査	公安	収用	選挙	労働	海区	内水面	全体
4.2	5.3	5.1	7.9	5.3	3.6	8.9	1.4	0.8	5.8

## ○個別委員の状況

公安委員会 … 最多 年間 109 日、1 ヶ月 14 日 (H26 年度)

労働委員会 … 最多 年間 203 日、1 ヶ月 21 日 (H26 年度)

## ②他府県における状況

- 他府県における行政委員の報酬の支給方法をみると、月額制、月額と日額の併用制、日額制が、概ね同程度の割合となっている。

月額制：約 33%      併用制：約 31%      日額制：約 34%

- 府の現行の日額の水準は、都道府県の平均額を上回るが、大都市圏の平均額と比較すると概ね同水準から低い水準となっている。

## (4) 資料6 本府における行政委員（非常勤）の報酬等の状況

## ①平均的な報酬の支給状況及び活動状況

(単位:円)

		府現行額				活動状況(月間平均日数)			
		日額 (a)	平均日数※ (b)	平均額 (c)=(a) * (b)	上限額 (d)=(a) * 8	平成24年度	平成25年度	平成26年度	直近3年間 平均
教育委員会	委員	32,000	4.1 日	131,200	256,000	4.4 日	4.2 日	3.8 日	4.1 日
人事委員会	委員長	38,000	8.0 日	304,000	304,000	7.4 日	9.4 日	9.4 日	8.7 日
	委員	32,000	3.6 日	115,200	256,000	3.4 日	3.6 日	3.8 日	3.6 日
監査委員	識見	32,000	4.9 日	156,800	256,000	5.2 日	4.2 日	5.2 日	4.9 日
	議選	32,000	3.8 日	121,600	256,000	3.5 日	3.9 日	4.0 日	3.8 日
公安委員会	委員長	38,000	8.0 日	304,000	304,000	9.8 日	10.1 日	9.1 日	9.7 日
	委員	32,000	7.4 日	236,800	256,000	7.6 日	7.6 日	7.1 日	7.4 日
収用委員会	会長	38,000	7.2 日	273,600	304,000	6.8 日	7.1 日	7.7 日	7.2 日
	委員	32,000	4.9 日	156,800	256,000	4.8 日	4.3 日	5.7 日	4.9 日
選挙管理委員会	委員長	38,000	4.0 日	152,000	304,000	4.1 日	3.8 日	4.2 日	4.0 日
	委員	32,000	3.5 日	112,000	256,000	3.6 日	3.3 日	3.6 日	3.5 日
労働委員会	会長	38,000	8.0 日	304,000	304,000	9.3 日	9.3 日	17.0 日	11.9 日
	公益委員	32,000	8.0 日	256,000	256,000	14.2 日	13.1 日	11.7 日	13.0 日
	使用者委員	32,000	7.1 日	227,200	256,000	7.1 日	6.8 日	7.4 日	7.1 日
	労働者委員	32,000	6.7 日	214,400	256,000	7.0 日	6.5 日	6.7 日	6.7 日
海区漁業調整委員会	会長	38,000	1.3 日	49,400	304,000	1.6 日	1.1 日	1.1 日	1.3 日
	委員	32,000	1.5 日	48,000	256,000	1.4 日	1.5 日	1.5 日	1.5 日
内水面漁場調整委員会	会長	38,000	1.0 日	38,000	304,000	1.3 日	1.0 日	0.8 日	1.0 日
	委員	32,000	0.7 日	22,400	256,000	0.9 日	0.7 日	0.5 日	0.7 日

※ 平均日数は直近3年間の活動状況の一人当たり一月当たり平均日数。8日超は8日として試算。

## ②行政委員の活動状況（一人当たり一月当たり平均日数等の状況）

○平成 24 年度から平成 26 年度の一人当たり一月当たり平均日数の総括表

（単位：日）

		行政委員会									合計日数
		教育	人事	監査	公安	収用	選挙管理	労働	海区漁業調整	内水面漁場管理	
一人当たり一月当たり平均日数	平成24年度	4.2	4.8	5.3	8.1	5.1	3.8	9.3	1.4	0.9	6.0
	平成25年度	4.3	5.6	4.8	8.1	4.7	3.4	8.7	1.5	0.8	5.7
	平成26年度	4.0	5.7	5.1	7.5	6.0	3.7	8.8	1.4	0.6	5.8
	3カ年平均	4.2	5.3	5.1	7.9	5.3	3.6	8.9	1.4	0.8	5.8

※ 各行政委員会の委員長及び委員の一人当たり一月当たり平均日数を基に算出

○平成 26 年度

( 単位:日 )

		行 政 委 員 会									合計日数
		教育	人事	監査	公安	収用	選挙管理	労働	海区漁業調整	内水面漁場管理	
第 1 四半期	4月	19	14	14	40	35	9	283	18	0	432
	5月	14	12	13	36	43	12	278	19	9	436
	6月	20	16	18	36	51	9	301	11	8	470
	小計	53	42	45	112	129	30	862	48	17	1,338
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	3.5	4.7	3.8	7.5	6.1	2.5	8.7	1.5	0.7	5.6
第 2 四半期	7月	23	18	22	58	37	8	274	8	8	456
	8月	12	15	27	26	41	10	263	17	0	411
	9月	18	28	35	31	38	11	322	18	0	501
	小計	53	61	84	115	116	29	859	43	8	1,368
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	3.5	6.8	7.0	7.7	5.5	2.4	8.7	1.3	0.3	5.7
第 3 四半期	10月	20	18	9	44	52	15	296	10	2	466
	11月	22	15	11	41	42	27	287	16	7	468
	12月	10	17	20	26	41	27	267	18	7	433
	小計	52	50	40	111	135	69	850	44	16	1,367
	委員数(人)	4	3	4	5	7	4	33	11	8	79
	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.3	5.6	3.3	7.4	6.4	5.8	8.6	1.3	0.7	5.8
第 4 四半期	1月	14	14	21	45	46	10	300	18	7	475
	2月	19	18	20	30	42	16	287	18	0	450
	3月	21	20	35	38	34	24	320	17	7	516
	小計	54	52	76	113	122	50	907	53	14	1,441
	委員数(人)	4	3	4	5	7	4	33	11	8	79
	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.5	5.8	6.3	7.5	5.8	4.2	9.2	1.3	0.6	6.1
年間	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.0	5.7	5.1	7.5	6.0	3.7	8.8	1.4	0.6	5.8

○平成 25 年度

( 単位:日 )

		行 政 委 員 会									合計日数
		教育	人事	監査	公安	収用	選挙管理	労働	海区漁業調整	内水面漁場管理	
第 1 四半期	4月	21	15	15	37	30	8	278	18	8	430
	5月	18	15	14	51	30	13	291	19	1	452
	6月	22	17	12	26	29	16	284	8	8	422
	小計	61	47	41	114	89	37	853	45	17	1,304
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.1	5.2	3.4	7.6	4.2	3.1	8.6	1.4	0.7	5.4
第 2 四半期	7月	30	14	22	43	37	28	316	19	8	517
	8月	18	15	34	42	33	10	268	18	8	446
	9月	21	24	35	49	31	9	295	18	8	490
	小計	69	53	91	134	101	47	879	55	24	1,453
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.6	5.9	7.6	8.9	4.8	3.9	8.9	1.7	1	6.1
第 3 四半期	10月	30	20	10	46	32	17	306	19	2	482
	11月	22	14	9	45	27	8	286	19	7	437
	12月	15	22	9	42	29	20	270	17	8	432
	小計	67	56	28	133	88	45	862	55	17	1,351
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.5	6.2	2.3	8.9	4.2	3.8	8.7	1.7	0.7	5.6
第 4 四半期	1月	23	12	30	44	30	9	280	16	8	452
	2月	13	15	24	32	38	13	281	18	0	434
	3月	22	17	15	29	46	14	291	8	7	449
	小計	58	44	69	105	114	36	852	42	15	1,335
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	3.9	4.9	5.8	7	5.4	3	8.6	0.3	0.6	5.6
年間	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.3	5.6	4.8	8.1	4.7	3.4	8.7	1.5	0.8	5.7

○平成 24 年度

( 単位:日 )

		行 政 委 員 会									合計日数
		教育	人事	監査	公安	収用	選挙管理	労働	海区漁業調整	内水面漁場管理	
第 1 四 半 期	4月	12	11	14	39	44	9	273	26	10	438
	5月	13	10	14	53	41	12	316	21	1	481
	6月	23	15	13	46	34	9	320	17	8	485
	小計	48	36	41	138	119	30	909	64	19	1,404
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	3.2	4.0	3.4	9.2	5.7	2.5	9.2	1.9	0.8	5.9
第 2 四 半 期	7月	16	13	27	34	36	8	323	17	5	479
	8月	21	10	32	32	17	10	304	19	5	450
	9月	17	21	27	39	36	15	327	12	8	502
	小計	54	44	86	105	89	33	954	48	18	1,431
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	3.6	4.9	7.2	7.0	4.2	2.8	9.6	1.5	0.8	6.0
第 3 四 半 期	10月	33	15	14	42	48	14	324	14	2	506
	11月	29	16	20	55	34	22	333	11	12	532
	12月	20	13	20	44	28	31	265	11	14	446
	小計	82	44	54	141	110	67	922	36	28	1,484
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	5.5	4.9	4.5	9.4	5.2	5.6	9.3	1.1	1.2	6.2
第 4 四 半 期	1月	22	15	29	36	41	13	310	12	8	486
	2月	21	17	21	36	36	12	287	8	7	445
	3月	26	15	23	27	35	25	309	15	8	483
	小計	69	47	73	99	112	50	906	35	23	1,414
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.6	5.2	6.1	6.6	5.3	4.2	9.2	1.1	1.0	5.9
年間	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.2	4.8	5.3	8.1	5.1	3.8	9.3	1.4	0.9	6.0



## (5) 資料 7 都道府県の行政委員の報酬等の額等の状況

## ①都道府県の行政委員（非常勤）の報酬の支給方法

平成27年4月1日現在

(単位:都道府県数)

	月額制		併用制		日額制		その他 ※1	
	採用数	比率※2	採用数	比率※2	採用数	比率※2	採用数	比率※2
教育委員会	23	49%	14	30%	10	21%	0	0%
人事委員会	22	47%	15	32%	9	19%	1	2%
監査委員	25	53%	13	28%	6	13%	3	6%
公安委員会	27	57%	14	30%	5	11%	1	2%
収用委員会	7	15%	14	30%	26	55%	0	0%
選挙管理委員会	13	28%	18	38%	15	32%	1	2%
労働委員会	15	32%	18	38%	14	30%	0	0%
海区漁業調整委員会	4	10%	11	28%	25	63%	0	0%
内水面漁場管理委員会	3	6%	12	26%	32	68%	0	0%
合計	139	33%	129	31%	142	34%	6	1%

※1 委員長及び代表委員は月額、委員は日額等、別の取扱いを実施。

※2 小数点以下四捨五入し算出。

## 《支給方法の主な考え方》

## ○月額制

- ・委員会出席日以外にも相応の実質的な勤務が必要であり、業務に必要な専門知識の習得、情報収集に努める必要もあることから、出席日数のみをもって評価することはできない
- ・恒常的かつ継続的に業務を行っている委員会については、月額制を採用。

## ○併用制

- ・執行機関の委員としての重要な職務や継続した職責を担っていること、会議の事前準備や調査研究など日数の算出が困難な活動を行っていること、その一方で、勤務日数に応じた報酬の支給を基本とする地方自治法の趣旨を踏まえ、会議や出張など日数が算出できる勤務は日額で措置。

## ○日額制

- ・仕事の対価としての報酬は仕事量に応じて支給するという報酬支給の原点に立ち返り、勤務日数に応じて支給することとする地方自治法の勤務日数に応じて支給するという規定に合致するよう設定。
- ・主たる審議案件が請求等外部要因に起因し、繁閑の差が大きく、出勤日数についても少ない委員会について採用。

## ②都道府県の行政委員の報酬等の額の比較

## ○教育委員会

平成27年4月1日

(単位:円)

		委員 (非常勤)			
		月 額	併 用		日 額
			月額分	日額分	
1	北海道		145,500	24,000	
2	青森		89,000	18,000	
3	岩手	171,000			
4	宮城		101,000	16,300	
5	秋田	172,000			
6	山形				25,900
7	福島		105,000	16,000	
8	茨城	213,000			
9	栃木		88,500	20,000	
10	群馬	173,000			
11	埼玉	215,000			
12	千葉		120,000	27,000	
13	東京	429,000			
14	神奈川				37,600
15	新潟	202,000			
16	富山				28,000
17	石川	170,000			
18	福井	160,000			
19	山梨				31,500
20	長野		65,600	23,000	
21	岐阜				32,900
22	静岡				35,100
23	愛知		160,000	24,000	
24	三重		65,000	21,000	
25	滋賀	178,000			
26	京都	279,000			
27	大阪				32,000
	(平均支給額)※	( 131,200 )			
28	兵庫	290,000			
29	奈良		134,600	10,900	
30	和歌山	173,000			
31	鳥取	152,000			
32	島根	183,000			
33	岡山		35,000	30,000	
34	広島		117,000	22,200	
35	山口				27,000
36	徳島				27,100
37	香川	180,000			
38	愛媛				27,000
39	高知	180,000			
40	福岡	246,000			
41	佐賀	172,000			
42	長崎	188,000			
43	熊本		61,000	23,100	
44	大分	180,000			
45	宮崎		91,500	15,600	
46	鹿児島	185,000			
47	沖縄	180,000			
	平均	200,092	98,479	20,793	30,410

※ 平成24年度から平成26年度の3年間の一人当たり一月当たりの平均活動日数をベースに算出。算出した額が上限額を越える場合、上限額を記載。

## ○人事委員会

平成27年4月1日  
(単位:円)

		委員長 (常勤)※1	委員 (常勤)	委員長(非常勤)			委員(非常勤)				
		月額	月額	月額	併用 月額分 日額分		日額	月額	併用 月額分 日額分		日額
1	北海道	830,000	710,000		167,350	27,000			145,500	24,000	
2	青森				98,000	20,000			89,000	18,000	
3	岩手			189,000				171,000			
4	宮城				120,500	19,300			101,000	16,300	
5	秋田				70,000	20,000			57,000	20,000	
6	山形		606,000	192,000							25,900
7	福島		663,000		120,500	17,500			105,000	16,000	
8	茨城			232,000				213,000			
9	栃木				97,000	22,000			88,500	20,000	
10	群馬			198,000				173,000			
11	埼玉			249,000				215,000			
12	千葉				131,000	30,000			120,000	27,000	
13	東京		861,000	523,000				429,000			
14	神奈川						41,400				37,600
15	新潟			221,000				202,000			
16	富山						29,000				26,000
17	石川			200,000				170,000			
18	福井			170,000				160,000			
19	山梨						35,000				31,500
20	長野		708,000		75,600	25,600			65,600	23,000	
21	岐阜						38,100				32,900
22	静岡		737,000				38,600				35,100
23	愛知				180,000	26,000			160,000	24,000	
24	三重		663,000		65,000	21,000			57,000	21,000	
25	滋賀		650,000	199,000				178,000			
26	京都	688,200	678,900	279,000				269,700			
27	大阪	820,000	670,000				38,000				32,000
	(平均支給額)※2			(304,000)				(115,200)			
28	兵庫		740,000		委員長は常勤			290,000			
29	奈良				147,100	11,900			134,600	10,900	
30	和歌山			192,000				169,000			
31	鳥取			187,000				152,000			
32	島根			222,000				183,000			
33	岡山		730,000		45,000	35,000			35,000	30,000	
34	広島		933,000		122,000	24,400			117,000	22,200	
35	山口	710,000	580,000				33,000				27,000
36	徳島						28,600				27,100
37	香川			191,000				180,000			
38	愛媛						30,000				27,000
39	高知		610,000	208,000				180,000			
40	福岡			284,000				246,000			
41	佐賀			200,000				172,000			
42	長崎			225,000				188,000			
43	熊本				72,000	25,700			61,000	23,100	
44	大分			215,000				175,000			
45	宮崎				112,000	19,500			91,500	15,600	
46	鹿児島		640,000		委員長は常勤			180,000			
47	沖縄		670,000	212,000				180,000			
	平均	762,050	697,053	228,000	108,203	22,993	34,633	203,441	95,180	20,740	30,210

注) 条例で範囲及び上限を規定している場合、上限額を記載。

※1 委員(常勤)とは別に金額を定めている場合に記載。

※2 平成24年度から平成26年度の3年間の一人当たり一月当たりの平均活動日数をベースに算出。

算出した額が上限額を越える場合、上限額を記載。

## ○監査委員

平成27年4月1日  
(単位:円)

		常勤		識見を有する者より選任(非常勤)			議会議員より選任(非常勤)				
		代表※1	委員	月額	併用 月額分 日額分		日額	月額	併用 月額分 日額分		日額
1	北海道		810,000					70,000	24,000		
2	青森		661,000		89,000	18,000		50,000	18,000		
3	岩手		604,000	227,000				96,000			
4	宮城		685,000		197,500	16,300		70,500	16,300		
5	秋田※2		670,000		37,000	20,000		37,000	20,000		
6	山形		606,000				25,900				25,900
7	福島		663,000		200,000	17,500		68,500	16,000		
8	茨城		660,000	235,000				133,000			
9	栃木		610,000		97,000	20,000		58,000	20,000		
10	群馬		445,000	342,000				138,000			
11	埼玉		848,000	249,000				88,700			
12	千葉		790,000		141,000	27,000		70,000	27,000		
13	東京	861,000	845,000	429,000				237,000			
14	神奈川		790,000	600,000							37,600
15	新潟		672,000	672,000				181,000			
16	富山※3		600,000	220,000				120,000			
17	石川		600,000	240,000				120,000			
18	福井		610,000	320,000				120,000			
19	山梨※4		610,000				31,500				31,500
20	長野		785,000		81,600	23,000					23,000
21	岐阜		690,000	235,000				155,000			
22	静岡		737,000				35,100				35,100
23	愛知		766,000		250,000	24,000		83,000	24,000		
24	三重		663,000		76,000	21,000		57,000	21,000		
25	滋賀		650,000	233,000				110,000			
26	京都※5	688,200	678,900	269,700				102,300			
27	大阪※6	820,000	670,000				32,000				32,000
	(平均支給額)※7			(156,800)				(121,600)			
28	兵庫	740,000	730,000	290,000				110,000			
29	奈良		550,000		147,100	11,900		76,300	6,200		
30	和歌山		550,000	169,000				117,000			
31	鳥取		534,000	223,000				86,000			
32	島根		650,000	266,000				104,000			
33	岡山		730,000		45,000	35,000		20,000	30,000		
34	広島		933,000		143,000	22,200		106,000	22,200		
35	山口		710,000				27,000				27,000
36	徳島		570,000				27,100				27,100
37	香川		623,000	338,000				107,000			
38	愛媛		580,000	300,000				135,000			
39	高知		610,000	208,000				104,000			
40	福岡		710,000	246,000				90,000			
41	佐賀		600,000	228,000				131,000			
42	長崎		630,000	203,000				170,000			
43	熊本		770,000		72,000	25,700		32,000	23,100		
44	大分		630,000	210,000				130,000			
45	宮崎		657,000		104,000	19,500		67,000	15,600		
46	鹿児島		610,000	221,000				90,000			
47	沖縄		640,000	197,000				124,000			
	平均	777,300	668,849	283,488	120,014	21,507	29,767	123,960	61,807	20,243	29,900

注) 条例で範囲及び上限を規定している場合、上限額を記載

※1 常勤の委員とは別に金額を定めている場合に記載。

※2 秋田県は、上表に加え、代表監査委員(非常勤)の報酬として「月額37,000円・日額20,000円(併用)」を定めている。

※3 富山県は、上表に加え、代表監査委員(非常勤)の報酬として「月額220,000円」を定めている。

※4 山梨県は、上表に加え、代表監査委員(非常勤)の報酬として「日額31,500円」を定めている。

※5 京都府は、上表に加え、代表監査委員(非常勤)の報酬として「月額279,000円」を定めている。

※6 大阪府は、上表に加え、代表監査委員(非常勤)の報酬として「日額38,000円」を定めている。

※7 平成24年度から平成26年度の3年間の一人当たり一月当たりの平均活動日数をベースに算出。

算出した額が上限額を越える場合、上限額を記載。

## ○公安委員会

平成27年4月1日  
(単位:円)

		委員長 (非常勤)				委員 (非常勤)			
		月額	併用		日額	月額	併用		日額
		月額分	日額分		月額分	日額分			
1	北海道		162,500	27,000		120,000	24,000		
2	青森		98,000	20,000		89,000	18,000		
3	岩手	189,000			171,000				
4	宮城		120,500	19,300		101,000	16,300		
5	秋田	185,000			172,000				
6	山形	192,000						25,900	
7	福島		120,500	17,500		105,000	16,000		
8	茨城	232,000			213,000				
9	栃木		97,000	22,000		88,500	20,000		
10	群馬	198,000			173,000				
11	埼玉	249,000			215,000				
12	千葉		131,000	30,000		120,000	27,000		
13	東京	523,000			429,000				
14	神奈川	390,000			360,000				
15	新潟	221,000			202,000				
16	富山	220,000			200,000				
17	石川	200,000			170,000				
18	福井	170,000			160,000				
19	山梨			35,000				31,500	
20	長野		81,600	25,600		64,000	23,000		
21	岐阜	220,000			190,000				
22	静岡			38,600				35,100	
23	愛知		180,000	26,000		160,000	24,000		
24	三重		71,000	21,000		61,000	21,000		
25	滋賀	199,000			178,000				
26	京都	279,000			269,700				
27	大阪			38,000				32,000	
	(平均支給額)※	(304,000)			(236,800)				
28	兵庫	330,000			290,000				
29	奈良		147,100	11,900		134,600	10,900		
30	和歌山	192,000			169,000				
31	鳥取	187,000			152,000				
32	島根	222,000			183,000				
33	岡山		45,000	35,000		35,000	30,000		
34	広島		122,000	24,400		117,000	22,200		
35	山口			33,000				27,000	
36	徳島			28,600				27,100	
37	香川	191,000			180,000				
38	愛媛	200,000			180,000				
39	高知	208,000			180,000				
40	福岡	284,000			246,000				
41	佐賀	200,000			172,000				
42	長崎	225,000			188,000				
43	熊本		72,000	25,700		61,000	23,100		
44	大分	215,000			175,000				
45	宮崎		112,000	19,500		91,500	15,600		
46	鹿児島	217,000			182,000				
47	沖縄	212,000			180,000				
	平均	233,929	111,443	23,207	34,640	206,656	96,257	20,793	29,767

※ 平成24年度から平成26年度の3年間の一人当たり一月当たりの平均活動日数をベースに算出。  
算出した額が上限額を越える場合、上限額を記載。

## ○収用委員会

平成27年4月1日  
(単位:円)

		会長 (非常勤)				委員 (非常勤)			
		月額	併用		日額	月額	併用		日額
		月額分	日額分	日額	月額分	日額分	日額		
1	北海道		167,350	27,000		145,500	24,000		
2	青森		36,000	20,000		32,000	18,000		
3	岩手	189,000				171,000			
4	宮城		103,000	19,300		85,500	16,300		
5	秋田		68,000	20,000		30,000	20,000		
6	山形				28,800			25,900	
7	福島		75,500	17,500		63,500	16,000		
8	茨城				20,000			17,000	
9	栃木		51,500	22,000		41,500	20,000		
10	群馬				23,000			20,000	
11	埼玉	249,000				215,000			
12	千葉	240,000				203,000			
13	東京	523,000				429,000			
14	神奈川				41,400			37,600	
15	新潟				23,000			20,000	
16	富山				29,000			24,000	
17	石川				29,000			26,000	
18	福井				14,000			13,000	
19	山梨				12,700			11,300	
20	長野				25,600			23,000	
21	岐阜				38,100			32,900	
22	静岡				38,600			35,100	
23	愛知		139,000	26,000		114,000	24,000		
24	三重		29,000	21,000		25,000	21,000		
25	滋賀				27,800			24,700	
26	京都				32,800			29,500	
27	大阪				38,000			32,000	
	(平均支給額)※	( 273,600 )				( 156,800 )			
28	兵庫	310,000				270,000			
29	奈良		147,100	11,900		134,600	10,900		
30	和歌山	80,000				70,000			
31	鳥取				25,300			21,500	
32	島根				37,200			31,000	
33	岡山				35,000			30,000	
34	広島		122,000	24,400		106,000	22,200		
35	山口				33,000			27,000	
36	徳島				28,600			27,100	
37	香川		41,000	30,000		38,000	28,000		
38	愛媛				30,000			27,000	
39	高知				29,000			25,000	
40	福岡		107,000	35,500		92,000	30,700		
41	佐賀				28,600			24,300	
42	長崎				30,000			24,800	
43	熊本		43,000	25,700		36,000	23,100		
44	大分				30,000			24,600	
45	宮崎		49,500	19,500		41,000	15,600		
46	鹿児島				31,400			26,500	
47	沖縄	212,000				180,000			
	平均	257,571	84,211	22,843	29,227	219,714	70,329	20,700	25,415

※ 平成24年度から平成26年度の3年間の一人当たり一月当たりの平均活動日数をベースに算出。  
算出した額が上限額を越える場合、上限額を記載。

## ○選挙管理委員会

平成27年4月1日  
(単位:円)

		委員長 (非常勤)			委員 (非常勤)				
		月額	併用		月額	併用		月額	
			月額分	日額分	日額		月額分	日額分	日額
1	北海道		162,500	27,000			120,000	24,000	
2	青森		96,000	20,000			84,000	18,000	
3	岩手	189,000				171,000			
4	宮城		120,500	19,300			101,000	16,300	
5	秋田		70,000	20,000			57,000	20,000	
6	山形				28,800				25,900
7	福島		120,500	17,500			105,000	16,000	
8	茨城	218,000				198,000			
9	栃木		97,000	22,000			88,500	20,000	
10	群馬	198,000				173,000			
11	埼玉	249,000				215,000			
12	千葉		120,000	30,000			101,000	27,000	
13	東京	523,000				429,000			
14	神奈川				41,400				37,600
15	新潟	221,000				202,000			
16	富山				29,000				24,000
17	石川	170,000				150,000			
18	福井	150,000				140,000			
19	山梨				35,000				31,500
20	長野		63,600	25,600			50,300	23,000	
21	岐阜				38,100				32,900
22	静岡				38,600				35,100
23	愛知		180,000	26,000			160,000	24,000	
24	三重		65,000	21,000			57,000	21,000	
25	滋賀	199,000				178,000			
26	京都	279,000							29,500
27	大阪				38,000				32,000
	(平均支給額)※	(152,000)				(112,000)			
28	兵庫	330,000				290,000			
29	奈良		147,100	11,900			134,600	10,900	
30	和歌山	192,000				169,000			
31	鳥取				25,300				21,500
32	島根				37,200				31,000
33	岡山		45,000	35,000			35,000	30,000	
34	広島		122,000	24,400			117,000	22,200	
35	山口				33,000				27,000
36	徳島				28,600				27,100
37	香川		41,000	30,000			38,000	28,000	
38	愛媛				30,000				27,000
39	高知				29,000				25,000
40	福岡		107,000	35,500			92,000	30,700	
41	佐賀				28,600				24,300
42	長崎		113,000	15,000			94,000	12,400	
43	熊本		63,000	25,700			50,000	23,100	
44	大分				30,000				24,600
45	宮崎		91,500	19,500			76,500	15,600	
46	鹿児島	192,000				156,000			
47	沖縄	186,000				161,000			
	平均	235,429	101,372	23,633	32,707	202,462	86,717	21,233	28,500

※ 平成24年度から平成26年度の3年間の一人当たり一月当たりの平均活動日数をベースに算出。  
算出した額が上限額を越える場合、上限額を記載。

## ○労働委員会（会長及び公益委員）

平成27年4月1日  
(単位:円)

		会長（非常勤）				公益委員（非常勤）			
		月額	併用		日額	月額	併用		日額
			月額分	日額分	日額		月額分	日額分	日額
1	北海道		167,350	27,000			140,650	24,000	
2	青森		98,000	20,000			84,000	18,000	
3	岩手	189,000				166,000			
4	宮城		120,500	19,300			110,500	17,700	
5	秋田		70,000	20,000			57,000	20,000	
6	山形				28,800				25,900
7	福島		120,500	17,500			100,000	16,000	
8	茨城	232,000				208,000			
9	栃木		97,000	22,000			88,500	20,000	
10	群馬	198,000				188,000			
11	埼玉	249,000				215,000			
12	千葉		131,000	30,000			113,000	27,000	
13	東京	523,000				467,000			
14	神奈川				41,400				37,600
15	新潟	221,000				202,000			
16	富山				29,000				25,000
17	石川	200,000				170,000			
18	福井	170,000				160,000			
19	山梨				35,000				31,500
20	長野		81,600	25,600			65,600	23,000	
21	岐阜				38,100				32,900
22	静岡				38,600				35,100
23	愛知		180,000	26,000			163,000	24,000	
24	三重		65,000	21,000			59,000	21,000	
25	滋賀				27,800				24,700
26	京都	279,000				269,700			
27	大阪				38,000				32,000
	(平均支給額)※	(304,000)				(256,000)			
28	兵庫	330,000				290,000			
29	奈良		147,100	11,900			140,100	11,300	
30	和歌山	192,000				169,000			
31	鳥取	187,000				152,000			
32	島根	222,000				183,000			
33	岡山		45,000	35,000			35,000	30,000	
34	広島		122,000	24,400			117,000	22,200	
35	山口				33,000				27,000
36	徳島				28,600				27,100
37	香川		41,000	30,000			38,000	28,000	
38	愛媛				30,000				27,000
39	高知				29,000				25,000
40	福岡		156,000	35,500			135,000	30,700	
41	佐賀				28,600				24,300
42	長崎		113,000	15,000			94,000	12,400	
43	熊本		73,000	25,700			61,000	23,100	
44	大分				30,000				24,600
45	宮崎		110,000	19,500			91,500	15,600	
46	鹿児島	217,000				180,000			
47	沖縄	212,000				180,000			
	平均	241,400	107,669	23,633	32,564	213,313	94,047	21,333	28,550

※ 平成24年度から平成26年度の3年間の一人当たり一月当たりの平均活動日数をベースに算出。  
算出した額が上限額を越える場合、上限額を記載。



## ○労働委員会（使用者委員及び労働者委員）

平成27年4月1日  
(単位:円)

		使用者委員（非常勤）				労働者委員（非常勤）			
		月額	併用		日額	月額	併用		日額
			月額分	日額分	日額		月額分	日額分	日額
1	北海道		130,950	24,000			130,950	24,000	
2	青森		75,000	18,000			75,000	18,000	
3	岩手	151,000				151,000			
4	宮城		101,000	16,300			101,000	16,300	
5	秋田		51,000	20,000			51,000	20,000	
6	山形				25,900				25,900
7	福島		90,500	16,000			90,500	16,000	
8	茨城	200,000				200,000			
9	栃木		79,000	20,000			79,000	20,000	
10	群馬	173,000				173,000			
11	埼玉	190,000				190,000			
12	千葉		102,000	27,000			102,000	27,000	
13	東京	429,000				429,000			
14	神奈川				37,600				37,600
15	新潟	173,000				173,000			
16	富山				24,000				24,000
17	石川	150,000				150,000			
18	福井	140,000				140,000			
19	山梨				31,500				31,500
20	長野		55,000	23,000			55,000	23,000	
21	岐阜				32,900				32,900
22	静岡				35,100				35,100
23	愛知		146,000	24,000			146,000	24,000	
24	三重		57,000	21,000			57,000	21,000	
25	滋賀				24,700				24,700
26	京都	251,100				251,100			
27	大阪				32,000				32,000
	(平均支給額)※	(227,200)				(214,400)			
28	兵庫	280,000				280,000			
29	奈良		134,600	10,900			134,600	10,900	
30	和歌山	150,000				150,000			
31	鳥取	132,000				132,000			
32	島根	158,000				158,000			
33	岡山		30,000	30,000			30,000	30,000	
34	広島		117,000	22,200			117,000	22,200	
35	山口				27,000				27,000
36	徳島				27,100				27,100
37	香川		31,000	28,000			31,000	28,000	
38	愛媛				27,000				27,000
39	高知				25,000				25,000
40	福岡		110,000	27,400			110,000	27,400	
41	佐賀				24,300				24,300
42	長崎		85,000	12,400			85,000	12,400	
43	熊本		55,000	23,100			55,000	23,100	
44	大分				24,600				24,600
45	宮崎		83,000	15,600			83,000	15,600	
46	鹿児島	161,000				161,000			
47	沖縄	162,000				162,000			
	平均	193,340	85,169	21,050	28,479	193,340	85,169	21,050	28,479

※ 平成24年度から平成26年度の3年間の一人当たり一月当たりの平均活動日数をベースに算出。

算出した額が上限額を越える場合、上限額を記載。

## ○海区漁業調整委員会

平成27年4月1日  
(単位:円)

		会長 (非常勤)				委員 (非常勤)			
		月額	併用		日額	月額	併用		日額
		月額分	日額分	日額	月額分	日額分	日額		
1	北海道※1	25,000				17,500			
2	青森		27,000	20,000			23,000	18,000	
3	岩手				29,000				26,000
4	宮城		29,500	19,300			22,500	16,300	
5	秋田		11,000	20,000			8,000	20,000	
6	山形				28,800				25,900
7	福島		40,500	17,500			33,000	16,000	
8	茨城				20,000				17,000
9	栃木								
10	群馬								
11	埼玉								
12	千葉		85,000	30,000			70,000	27,000	
13	東京				28,000				26,200
14	神奈川				41,400				37,600
15	新潟				20,000				17,000
16	富山				29,000				24,000
17	石川				29,000				26,000
18	福井				14,000				13,000
19	山梨								
20	長野								
21	岐阜								
22	静岡				38,600				35,100
23	愛知		48,000	26,000			39,200	24,000	
24	三重		40,000	21,000			35,000	21,000	
25	滋賀				17,600				14,700
26	京都				14,800				13,900
27	大阪				38,000				32,000
	(平均支給額)※2	(49,400)				(48,000)			
28	兵庫	69,000				58,000			
29	奈良								
30	和歌山	75,000				66,000			
31	鳥取				16,600				14,600
32	島根				37,200				31,000
33	岡山				35,000				30,000
34	広島		63,000	24,400			53,000	22,200	
35	山口				33,000				27,000
36	徳島				28,600				27,100
37	香川		12,000	30,000			10,000	28,000	
38	愛媛				21,000				19,000
39	高知				29,000				25,000
40	福岡		46,000	35,500			36,000	27,400	
41	佐賀				28,600				24,300
42	長崎				30,000				24,800
43	熊本		22,000	25,700			18,000	23,100	
44	大分				30,000				24,600
45	宮崎		32,000	19,500			25,000	15,600	
46	鹿児島				31,400				25,400
47	沖縄				30,000				27,000
	平均	56,333	38,000	24,075	27,944	47,167	31,058	21,550	24,328

※1 北海道は、上表の他、知事が必要と認める者にあつては、それぞれ「月額50,000円」「月額35,000円」を定めている。  
「知事が必要と認める者」とは、1月に1回以上、報酬の支給対象の勤務が発生した者。

※2 平成24年度から平成26年度の3年間の一人当たり一月当たりの平均活動日数をベースに算出。  
算出した額が上限額を越える場合、上限額を記載。

## ○内水面漁場管理委員会

平成27年4月1日  
(単位:円)

		会長 (非常勤)				委員 (非常勤)			
		月額	併用		日額	月額	併用		日額
			月額分	日額分	日額		月額分	日額分	日額
1	北海道※1	25,000				17,500			
2	青森		27,000	20,000			23,000	18,000	
3	岩手				29,000				26,000
4	宮城		29,500	19,300			22,500	16,300	
5	秋田		11,000	20,000			8,000	20,000	
6	山形				28,800				25,900
7	福島		28,000	17,500			22,000	16,000	
8	茨城				20,000				17,000
9	栃木				22,000				20,000
10	群馬				11,000				11,000
11	埼玉				24,300				20,500
12	千葉		36,000	30,000			34,000	27,000	
13	東京				28,000				26,200
14	神奈川				41,400				37,600
15	新潟				20,000				17,000
16	富山				29,000				24,000
17	石川				29,000				26,000
18	福井				14,000				13,000
19	山梨				12,700				11,300
20	長野				25,600				23,000
21	岐阜				15,000				13,000
22	静岡				38,600				35,100
23	愛知		39,200	26,000			32,500	24,000	
24	三重		22,000	21,000			18,000	21,000	
25	滋賀				17,600				14,700
26	京都				14,800				13,900
27	大阪				38,000				32,000
	(平均支給額)※2	( 38,000 )				( 22,400 )			
28	兵庫	69,000				58,000			
29	奈良				13,720				13,720
30	和歌山	7,700				6,000			
31	鳥取				16,600				14,600
32	島根				37,200				31,000
33	岡山				35,000				30,000
34	広島		37,000	24,400			32,000	22,200	
35	山口				33,000				27,000
36	徳島				28,600				27,100
37	香川		8,000	30,000			7,000	28,000	
38	愛媛				21,000				19,000
39	高知				29,000				25,000
40	福岡		46,000	35,500			36,000	27,400	
41	佐賀				28,600				24,300
42	長崎				30,000				24,800
43	熊本		15,000	25,700			12,000	23,100	
44	大分				30,000				24,600
45	宮崎		23,000	19,500			16,500	15,600	
46	鹿児島				31,400				25,400
47	沖縄				30,000				27,000
	平均	33,900	26,808	24,075	25,716	27,167	21,958	21,550	22,523

※1 北海道は、上表の他、知事が必要と認める者にあつては、それぞれ「月額50,000円」「月額35,000円」を定めている。  
「知事が必要と認める者」とは、1月に1回以上、報酬の支給対象の勤務が発生した者。

※2 平成24年度から平成26年度の3年間の一人当たり一月当たりの平均活動日数をベースに算出。  
算出した額が上限額を越える場合、上限額を記載。